

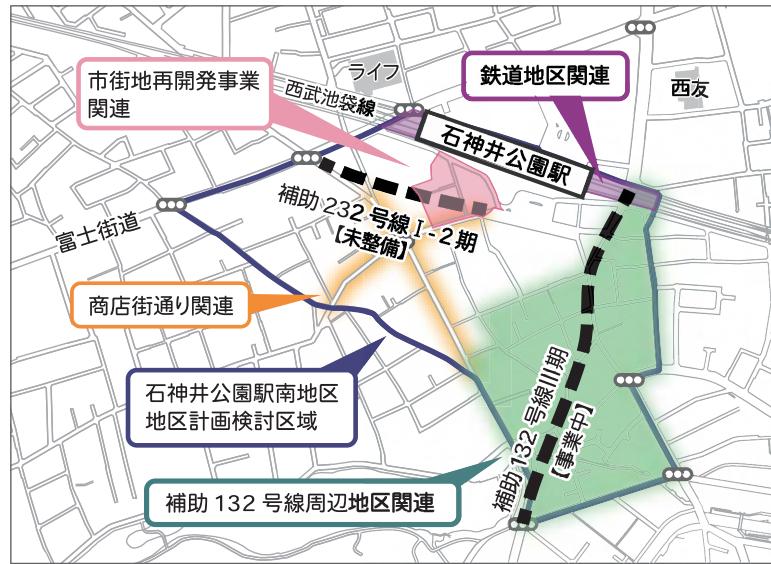
素案説明会開催結果のお知らせ

令和2年(2020年)2月 [発行] 練馬区都市整備部 西部地域まちづくり課

素案説明会を開催しました

令和元年11月、12月に石神井公園駅南地区地区計画の変更と石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業等の都市計画素案について、説明会を開催しました。

本紙では、開催概要と、皆様から頂いたご意見・ご質問、区の考え方をお知らせします。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)31都市基交署第1号、平成31年4月1日

地区計画等素案説明会開催概要

日 時：令和元年11月1日(金)午後7時～8時10分
2日(土)午前10時～11時

会 場：石神井公園区民交流センター展示室兼集会室
参加者：1日68名、2日51名

市街地再開発事業等素案説明会開催概要

日 時：令和元年12月15日(日)午後7時～8時40分
16日(月)午後7時～9時10分

会 場：石神井公園区民交流センター展示室兼集会室
参加者：15日170名、16日151名

◆説明会当日の配布資料は、練馬区公式ホームページに掲載しております。
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/shakujii/>

ご意見と回答の要旨

まちづくり全般

Q1 地域の回遊性について

- 「地域の回遊性を高める」とあるが、具体的にどのようなことを検討しているのか。
- 誰もが安全に区の施設や商業施設にアクセスするために、今の段階でどのようなことを考えているのか。

A1 補助132号線、補助232号線の整備や、商店街通りを歩行者中心とした道路として、商店街、石神井公園、石神井庁舎等へ安心して行けるよう、歩行環境を改善するとともに、まちを散策してみたくなるような、環境づくりを目指します。

例えば、駅を降りた人が、安全な歩道を備えた都市計画道路を歩いて石神井公園へ行き、帰りは、商店街通りを歩いて、駅まで戻ってくるような、回遊性の高いまちづくりを進めます。

当地区はこれまで、まちづくり全体構想に基づいて、段階的にまちづくりを進めてきました。今後も、補助232号線I-2期や、商店街通りの整備に、積極的に取り組みます。

Q2 合意形成について

- ・再開発事業の計画を知らない人が多い。広く周知をすべき。もっと多くの住民の意見を聞いてほしい。
- ・再開発事業や商店街通りに関する変更は、地域の人たちとの十分な話し合いがなされないまま案が示されている。
- ・反対意見が区の取組案に反映された記憶がない。反対者の意見も聞き入れ、合意形成に努めるべき。
- ・駅南口周辺は他の駅と見劣りしており、取り残されているようで悔しい。住民のコンセンサス（合意）を早く取り、きれいなまちにしてほしい。

A2 区は、地域の皆様と共に、平成15年にまちづくり全体構想を策定し、連続立体交差事業や地区計画の策定など、着実にまちづくりを進めてまいりました。残されたまちの課題については、平成27年度からまちづくり懇談会を開催し、ご意見を伺ってきました。その中で、関心の高かった再開発事業については、検討状況報告会を開催し、地域の皆様からのご意見を踏まえ、計画の見直しを行ってきました。今回の説明会は、このような経過を踏まえ作成した、地区計画変更や再開発事業等の素案をお示しし、更に、ご意見を伺ったものです。今後は、原案を作成し、説明会等を行っていく予定です。説明会等の開催案内は、区報等にも掲載し、更に広い範囲の方々にご意見を伺っていきたいと考えております。

Q3 地区計画の変更の理由等について

- ・駅前のロータリー等のインフラ整備が進んでいく中で、従来の地区計画が合わないのであれば変更は必要。
- ・なぜこのような地区計画を推進していくのか。背景・目的の説明が特に不十分。
- ・なぜこのタイミングで地区計画を変更するのか。地区計画関連と再開発事業関連の説明会を分けた理由は。
- ・策定から7年半で地区計画を変更する合理的な理由を教えてほしい。

A3 石神井公園駅周辺地区については、まちづくり全体構想に基づき段階的にまちづくりを進めてきました。地区計画決定以降、連続立体交差事業や、補助132号線の一部、南口交通広場の整備が完了しました。今般、補助132号線が令和4年度の完成を目指して整備中であること、また、商店街通りの無電柱化に対する検討を進めていることや、再開発事業を想定して、準備組合が設立されたことなど、まちづくりの機運が高まっていることから、現行の地区計画の主旨を踏まえつつ、社会状況の変化に対応した地区計画変更の提案をしています。

また、素案説明会については、地区計画の変更内容が複数のまちづくりに関連することから、混乱をきたさないよう、地域で関心の高い再開発事業関連を別に開催することとしました。

Q4 地区計画の高さの基準について

- ・駅前商業地区Aには、100mを超える高さの建築物が何棟もできるようになるのではないか。また、総合設計制度の条件に該当しうる候補地はあるのか。
- ・敷地面積1,000m²以上2,000m²未満の建築物を建てる際は、現行規定より厳しくなるのでは。

A4 駅前商業地区Aは、市街地貢献が特に期待できる高度利用地区内、または総合設計の許可を受けた建築物については、50mを超える高さを可能としております。今回の再開発事業や最近建築された高層建築物などの敷地が2,000m²以上ありますので、将来的には100mを超える建築物が複数建つことも想定されます。

1,000m²以上2,000m²未満の敷地については、規定上厳しくなりますが、地区の実態として影響はないと考えております。

補助132号線周辺地区関連

Q5 用途地域変更の理由について

- ・補助132号線の沿道の指定を道路端から30mとした理由は。

A5 平成30年度に開催した意見交換会でのご意見を踏まえ、災害時の避難場所となる石神井公園への避難路である補助132号線の沿道を、防火地域とする案を検討しています。沿道の建物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯としての役割を有効に機能させるため、道路端から30mとしました。

補助132号線周辺地区関連

Q 6 バスルートの変更について

- ・バスルートの変更はいつか。
- ・補助132号線の工事の進捗が遅いと感じるが、何が原因で進みが遅いのか。早期整備に期待する。

A 6 バスルートは令和3年の夏頃に振り替える方向で協議を進めています。補助132号線については、平成29年度に事業期間を延伸していますが、その後、工事は順調に進んでおり、平成30年度に無電柱化の電線共同溝（本体）の工事が完了しました。今後は、令和3年度に一部区間の歩道を暫定開放する方向で整備を進めています。また、バスルートの振り替えを契機として、商店街通りが買い物がしやすく、歩行者が歩きやすい道路となるよう、引き続き商店街の方々のご意見を伺いながら、まちづくりの検討を進めていきます。

鉄道地区関連

Q 7 地区計画、用途地域変更の理由について

- ・なぜ鉄道地区が加わったのか。
- ・なぜこのタイミングで線路敷の用途地域の変更を行うのか。再開発事業のためではないか。

A 7 駅部分は、旧線路敷の中心が用途地域境となっていますが、連続立体交差事業や複々線化事業に伴い、線路敷の中心がずれ、位置が不明確となりました。また、高架下利用ができるようになったため、土地利用の一体的誘導を図る必要が生じています。このことから、地区計画変更の機会を捉えて、地区計画区域に取り込み地区整備計画を定め、あわせて、用途地域等を変更することとしました。

商店街通り関連

Q 8 壁面後退によるまちづくりについて

- ・壁面後退で歩行空間を確保し、安全なまちづくりを進めてほしい。
- ・壁面後退によって、きれいで賑わいある、歩きたいと思えるまちにしてほしい。

A 8 商店街通りにおいては、歩行者優先の安全で快適な歩行空間を確保するため、街並み整備計画の検討を予定しております。今後、壁面後退部分の活用についても、商店街通り沿道の方々のご意見を伺いながら、検討していくと考えております。

Q 9 壁面後退部分の維持管理について

- ・壁面後退部分の維持、管理、納税等負わされることは賛成も協力も納得もできない。
- ・壁面後退をした部分は個人の敷地か。管理は地権者に委ねられるのか。
- ・壁面後退をした部分で歩行者が怪我をした場合、責任は地権者がとるのか。
- ・壁面後退部分は何も置けないのか。現在植栽や自転車置き場がある場合は建て替え時に撤去しなければならないのか。

A 9 個人の敷地の一部となるため、その土地を所有されている方に維持管理していただくことになります。歩道の機能も持たせるため、土地に固定される工作物の設置制限はありますが、一方で、道路とは異なり、自転車や看板を置くなど、店舗等の利用者のための空間とする工夫も可能と考えます。今後、街並み整備計画の検討のなかで、壁面後退部分の活用についても整理できればと考えております。

Q 10 無電柱化について

- ・公園通りに柱上方式はふさわしくない。
- ・無電柱化には補助金が使われることになると思うが、既に個人の資金で地中化済みの地権者がいるため、その方々に配慮してほしい。
- ・商店街の4つの通りは、それぞれの立地条件も人の流れも異なっているため、商店街の方々と十分な議論をして合意形成を図ってほしい。

A 10 現在の道路の状況等を踏まえると、柱上方式が適當だと考えご提案しています。4つの通りで考えが異なることもあります。無電柱化を含む街並み整備計画については、今後も引き続き商店街の方々にご意見を伺いながら、検討していきたいと考えております。

Q11 壁面後退への変更について

- ・道路拡幅はすべきである。拡幅なしで2m後退とする意図が理解できない。
- ・商店街通りの将来像を検討するにあたり、「どうすれば可能性が広がるだろうか」という議論は大切。もつとこのような議論をすべき。
- ・道路拡幅部分は区による買取りがあるということで土地を購入したので、簡単に変更しないでほしい。
- ・生活幹線道路の位置づけを外して、現状のままの道路幅員でよいのであれば、壁面後退は必要ない。

A11 現計画では、商店街通りを拡幅し、更に、一定の壁面後退をすることとなっています。

今般、補助132号線の整備が進み、バスルートの振り替えなどにより、商店街通りの状況が変わることから、沿道のまちづくりを柔軟に行えるよう、道路は拡幅せず、壁面後退のみ（一部除く）の制限とするものです。

街並み誘導型の地区計画であることから、壁面後退を定める必要があり、これまでの後退実績等も勘案し、建物の壁面位置を、現計画とほぼ同じ位置となるようにしています。

壁面後退のみとする場合は、個人の敷地の一部となるため、道路区域とは異なり、商店街の特色を出すための活用が可能で、今後の商店街通りの街並み整備の検討を行う上でも有益と考えます。

また、無電柱化の整備を行う場合、現在の計画では道路拡幅時に設備の移設が必要になってしまいます。沿道の建物全てが建て替わり、道路拡幅が完了した後でないと整備が困難です。壁面後退のみになれば、現在の道路幅員で無電柱化が可能（一部除く）なため、早期の実現につながります。

なお、商店街通りの壁面後退への変更は、再開発事業に関連して行うものではありません。

市街地再開発事業関連

Q12 再開発事業の必要性について

- ・現在の西口改札付近は閑散としており、特に夜は暗く防犯上よくない。
- ・現在の石神井公園駅周辺の商業地域は混み入っており、再開発事業は必要だ。
- ・再開発事業は区民にとってどのような利益・メリットがあるのか。
- ・練馬や大泉と同じような開発は石神井のイメージに合わない。再開発事業は不要だ。
- ・高層マンションを建てる必要性が分からない。
- ・デメリットの説明が不足している。
- ・再開発事業により、活気のあるまちづくりを進めてほしい。

A12 現在、再開発事業の区域内およびその周辺は、敷地が細分化されたうえに建築物が密集し、空地や樹木がほとんどない状況です。また、道路は狭く、歩道がないうえに自動車、歩行者、自転車が輻輳し、危険な状況です。

本事業の実施により、敷地内の空地の確保、道路沿いのオープンスペースや樹木等の創出、歩車分離した道路の整備等がなされ、みどり豊かな潤いと安全性を兼ね備えた街並みの実現が期待できます。

また、共同化された建物に商業・業務施設を集積し、生活に密着した行政サービス機能を移設することで、駅前の魅力や利便性が向上し、既存の商店街や公園等へつながる賑わいが生まれると考えております。

風環境等、懸念事項については、具体的な建築計画の際に再検証し、影響ができるだけ少なくなるよう、準備組合に対して指導・助言をしていきます。

Q13 地域の活性化について

- ・再開発ビルを建設することが、どのように地域の活性化につながるのか。
- ・再開発ビルに商業施設を導入することで、雇用が増え、より地域の活性化を生むのでは。

A13 再開発ビルには、公益施設、商業施設、住宅等の導入を検討していますが、竣工後は新しく当地区に居住する方だけでなく、施設利用者をはじめとした来街者の増加が見込み、当地区での消費機会の可能性は広がる考えます。

区は、再開発事業による需要刺激に頼るだけでなく、ハード面においては地区計画に伴う建替えや無電柱化の検討、ソフト面では商店街振興等で、引き続き地元の要望を踏まえたうえで、商店街と共に商業環境の活性化に取り組んでいきます。

Q14 再開発ビルの高さ等について

- ・区が決めた地区計画条例を変更するのか。決定当初から高さの緩和を腹案として考えていたのか。
- ・平成24年当時の高さ設定の狙いを教えてほしい。
- ・現在地区計画で高さの最高限度が規定されているが、それを超えた計画高さ 103mとしている理由は何か。
- ・景観部会で高さ、ボリュームに対する意見が出ていたが、答申を受け計画案を修正しているのか。また、今後準備組合に対し指導していくのか。
- ・景観計画の規定である「石神井公園からの眺望の中で突出しないよう高さを抑える」という基準に合致しないのではないか。

A14 現行の規定は、高さの最高限度を 35mとしつつ、市街地環境の改善に資するものは、35mの高さを超えることができる規定としています。基準上 50mを限度としておりますが、今回、本再開発事業の効果（A12 参照）を踏まえ、地区計画の高さの最高限度を変更する提案をさせていただきました。地区計画上は 50mという枠をはめずに、これまでの規定の主旨を踏まえつつ、高度利用地区等により個別にその妥当性を判断できる仕組みとしています。

また、103mの高さについては、公共的空間（歩道状空地等）の確保等のために必要な高さと考えていますが、今後、具体的な計画を進める中で、縮小できる余地があれば準備組合に対して指導・助言をしていきます。

景観条例に関する事前協議については、景観部会の答申で協議が終了したというわけではなく、今後も協議が続いていることを示す。答申も踏まえて準備組合に対して指導・助言をしていきます。

Q15 事業費・公費について

- ・事業費の内訳を教えてほしい。
- ・この計画に対し、区の負担額、補助金の総額はいくらか。

A15 事業費のうち公費を投入するのは、補助 232 号線の用地費や整備費（公管金）、公益施設として床を取得する費用、再開発事業に係る補助金となります。このうち公管金については、区に代わり、組合が道路整備等を行うため、整備等にかかる費用を区が負担するものです。

また、補助金には国費等が投入されますが、全事業費にかかるものではなく、共同施設整備費（空地、共用廊下等）等にかかる費用の 2/3 を限度として補助するものです。

今後、事業認可の段階で具体的な金額が決まることがあります。現状での概算としては、公管金は約 35 億円、公益施設取得費は約 30 億円、補助金は約 45 億円です。

Q16 神社のあり方について

- ・神社の権利変換はどうなるのか。神社の計画に税金が投入されるのはおかしいのでは。
- ・神社が再興され、酉の市などが盛り上がるなどを期待している。
- ・神社の境内などのオープンスペースや区道を、酉の市などのイベント時に開放してほしい。

A16 権利変換にあたり、神社の権利者も、他の権利者と同様であると捉えております。神社を特別に扱うことは考えていません。

実際の神社の計画は、今後、準備組合により検討されることになりますが、その周辺はオープンスペースになる予定です。

Q17 高度利用地区の基準について

- ・高度利用地区の建蔽率の最高限度は 50%と記載があるが、実際の計画の建蔽率が 70%となっているのはなぜか。
- ・南街区の計画は 2 棟となっているが、高度利用地区の建築面積の制限との関係は、再開発事業の目標に反しているのでは。

A17 建蔽率については、指定基準において街区の角にある敷地等を緩和することとなっています。また、南街区の建築面積の最低限度については、商店街の街並みを考慮したもので、指定基準の範囲と考えています。

Q18 風環境について

- ・現在、すでにビル風が危険な日があり、再開発ビルの竣工後はさらにビル風が強くなるのでは。
- ・ビル風による被害の責任は誰が取るのか。
- ・風が強くなることが予想される、貫通通路のビル風の想定値は。
- ・評価が信用できない。実測のデータが必要。
- ・区は独自の検証をしているのか。

A18 風環境の検証は、石神井測定局の風速データ（過去6年間）に基づき、コンピューターによるシミュレーション（村上評価）を行っており、現地の実態に即した内容（風速・頻度）と考えているとのことです。

今後も建物や外構（植栽など）の詳細計画の段階で検証するとともに、少しでも影響を減らす工夫をするよう準備組合に対して指導・助言をしていきます。

Q19 施設計画について

- ・ビル内の商業施設はどのようになるのか。施設の駐車場、駐輪場の位置はどこか。
- ・屋上を一般に開放するなどの地域貢献をしてほしい。

A19 現在、商業施設の具体的な計画は決まっていないと聞いております。通常の再開発事業だと、建物竣工のおおよそ1年前に決まる場合が多いようです。

北街区西側の2階レベルの屋上は、一般開放する計画となっております。東側は設備機器を置くスペースと聞いておりますが、今後、詳細設計の際に一般開放の工夫ができるか準備組合と調整したいと考えております。

駐車場・駐輪場の位置については、現状では、北街区1階西側および地下に予定されております。

Q20 石神井庁舎移転・跡地活用について

- ・移転する公益施設に、子育てに関する施設が入る予定はあるのか。
- ・石神井庁舎の移転の必要性を感じない。石神井庁舎の役割を強化してほしい。
- ・石神井庁舎の移転後の跡地は、今後どうしていくのか。
- ・庁舎敷地に住居用の高層ビルを建てれば良いのでは。

A20 石神井庁舎は、本庁舎と並び、他の区民事務所で取り扱えない業務を行っており、区西部地域の多くの方々が利用していると認識しています。駅前へ移転することで、公共交通機関を利用する方の利便性を高めます。移転する機能については、区民事務所や福祉事務所などの区民サービス機能を検討しており、今後決定していく予定です。

移転しない機能や庁舎跡地についても、移転にあわせて検討していく予定です。

Q21 防災について

- ・地震の時の避難所の整備は。高層ビルは災害時危険ではないか。
- ・高層ビルを建てることと防災性向上のつながりが見えない。

A21 高度利用地区の基準により、大規模災害時における建築物の自律性の確保が求められ、自家発電設備や防災備蓄庫等を整備することになります。

地域の防災という観点から、本事業は、都市計画道路の整備による避難路の確保、地区内の建築物の耐火性の向上に寄与します。今後、建築物の詳細検討の中で、一時避難場所の設置などについても検討していきます。

Q22 工事中の問題について

- ・工事に着工した際の工事車両の通行経路はどのように考えているか。
- ・工事の騒音や粉じんなどが心配。

A22 工事着手に至るまでには、再開発事業の都市計画決定や組合設立認可等の手続きを踏む必要があります。現時点では、工事施工者や工事内容は決まっていませんが、工事にあたっては、施工者に対し、駅前であるということも踏まえ、安全や騒音対策等、周辺環境に十分配慮するよう、指導・助言をしていきます。

Q23 空地・みどりについて

- ・再開発事業区域内のみどりは、行政と民間のどちらが管理するのか。再開発ビルの竣工後もしっかりと管理してほしい。
- ・空地を生み出しみどりを増やすと説明があったが、この程度ではみどりと潤いの創出とは言えない。
- ・みどり、道路などの公共施設は既に充足していると思う。なぜ新しく整備するのか不明。

A23 再開発事業では、みどりが少ない現在の石神井公園駅前を、共同化により生み出した道路沿いのオープンスペースに樹木を植えるなど、多くの人が行き来する駅前という立地を踏まえ、石神井公園へつながるみどりの空間を創出していく。

敷地内のオープンスペースのみどりの管理は民間で行うこととなります。竣工後の維持管理をしっかりと行うよう、準備組合に対し指導・助言をしていきます。

Q24 再開発ビルの壁面後退について

- ・再開発事業区域北側の道路からの壁面後退が2mとなっているが、圧迫感がある。さらに後退させるべき。

A24 北街区の壁面の位置の制限は、北側が南側より狭い状況となっております。商店街側の賑わい等を考慮したもので、今後、北側の壁面後退を大きくする工夫ができるか、準備組合と検討をしていきます。

補助232号線関連

Q25 補助232号線の必要性について

- ・補助232号線の整備を早く進めてほしい。
- ・駅前に通過交通を誘導する補助232号線は必要ない。
- ・必要性を具体的な数字で説明してほしい。
- ・バスが補助132号線に振り替えられるため、商店街を分断する補助232号線は必要ない。

A25 まちづくり全体構想に基づき、富士街道、補助132号線および補助232号線の道路ネットワークを整備することで、交通結節点である石神井公園駅へ、多方面からアクセスできるようになるため、補助232号線の整備は不可決です。南口の歩行者環境、特に、障がいをお持ちの方や、高齢者などの交通弱者が安心して通行できるよう、整備を進めたいと考えています。

Q26 補助232号線の安全性等について

- ・光和小へ通う子供は補助232号線を渡って通学しなければならない。通学路や子供の生活への配慮をしてほしい。
- ・補助232号線ができると何故駅前の歩行環境が良くなるのか。光和小の児童の通学路も危険。防災の役に立つか。
- ・補助232号線ができれば、駅から公園間のアクセスが悪くなり、利便性が低下するのではないか。
- ・補助232号線の整備には賛成だが、通勤時に人が溢れないよう、横断歩道や信号機の配置を検討してほしい。
- ・貫通通路を出たところに横断歩道を設置してほしい。
- ・補助232号線の開通後には、横断歩道の自動車一時停止、歩行者優先、駐車禁止の取り締まりを行い、車がスピードを出しにくく歩行者が通行しやすい道路にしてほしい。
- ・補助232号線ができれば、車と歩行者が分離され安全が確保されて安心なまちになる。

A26 現在、生活道路に流入している車が多いことから、駅直近の道路ネットワークを整備し、駅へのアクセス性を高めるとともに、歩道の設置により、歩行者の安全性を向上させたいと考えております。

歩行者の安全確保については、警視庁と協議し、適切な箇所への横断歩道や信号、規制標識の設置など、商店街・公園等へのアクセス向上に向けた検討をしていきます。

防災性については、避難路の確保、緊急車両の通行、延焼遮断等の観点から効果があると考えております。

Q27 準備組合について

- ・区と準備組合の関係性は、準備組合のコンサルタントが回答者として出席する理由は。
- ・準備組合の説明資料は配布されないので。

A27 区は準備組合に対して、指導・助言を行っております。今後、準備組合は、都の認可により法人格を得て、再開発組合となります。再開発組合は事業の施行者であり、引き続き区は、指導・助言するとともに、補助金交付などの支援を行っていきます。

説明会では、区の説明する都市計画の内容だけではなく、具体的な建物案のイメージもあわせてご説明するため、準備組合も同席しております。

準備組合の説明資料については、説明会1日目に頂いたご意見を踏まえ、2日目に配布いたしました。同資料は現在、練馬区公式ホームページに掲載しております。(URLはP1参照)

Q28 会の進め方等について

- ・説明会での質問・意見は計画に反映されるのか。
- ・質疑応答の時間が短く、質問できない人もいた。終了時間だからと会を打ち切る運営方法に疑問だ。
- ・野次などが多くなったため、冷静に意見交換できる場にしてほしい。
- ・2日間の説明では不明点が多く、さらに説明会を開くべき。具体的でわかりやすい説明をしてほしい。
- ・推進派と反対派の、質疑応答での議論の方向性がかみ合っていない。
- ・説明会は昼間にも開催すべき。
- ・会の終了後にいさかいがあったが、この件に対する区の見解を明らかにしてほしい。

A28 説明会等で頂いたご質問・ご意見については、原案策定に際しての計画の一部見直しや、事業実施の際に活かせるよう努めています。

説明会の終了後に、参加者間において、冷静さを欠いた言動があったことを確認しており、大変遺憾に思います。当事者には、注意をさせていただいており、今後は説明会の場で意見を言っていただくよう努めています。

今後、説明会の開催時間や説明・運営方法の工夫などにより、計画を分かりやすく説明し、ご意見を頂けるよう進めていきます。

今後の進め方

★…都市計画決定までに皆様のご意見をお伺いする機会



【お問い合わせ先】

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 都市整備部 西部地域まちづくり課 まちづくり担当係(渡邊、今野、本多、荒川、原島)

TEL 03-5984-1243(直通) FAX 03-5984-1226

E-MAIL SEIBU03@city.nerima.tokyo.jp